

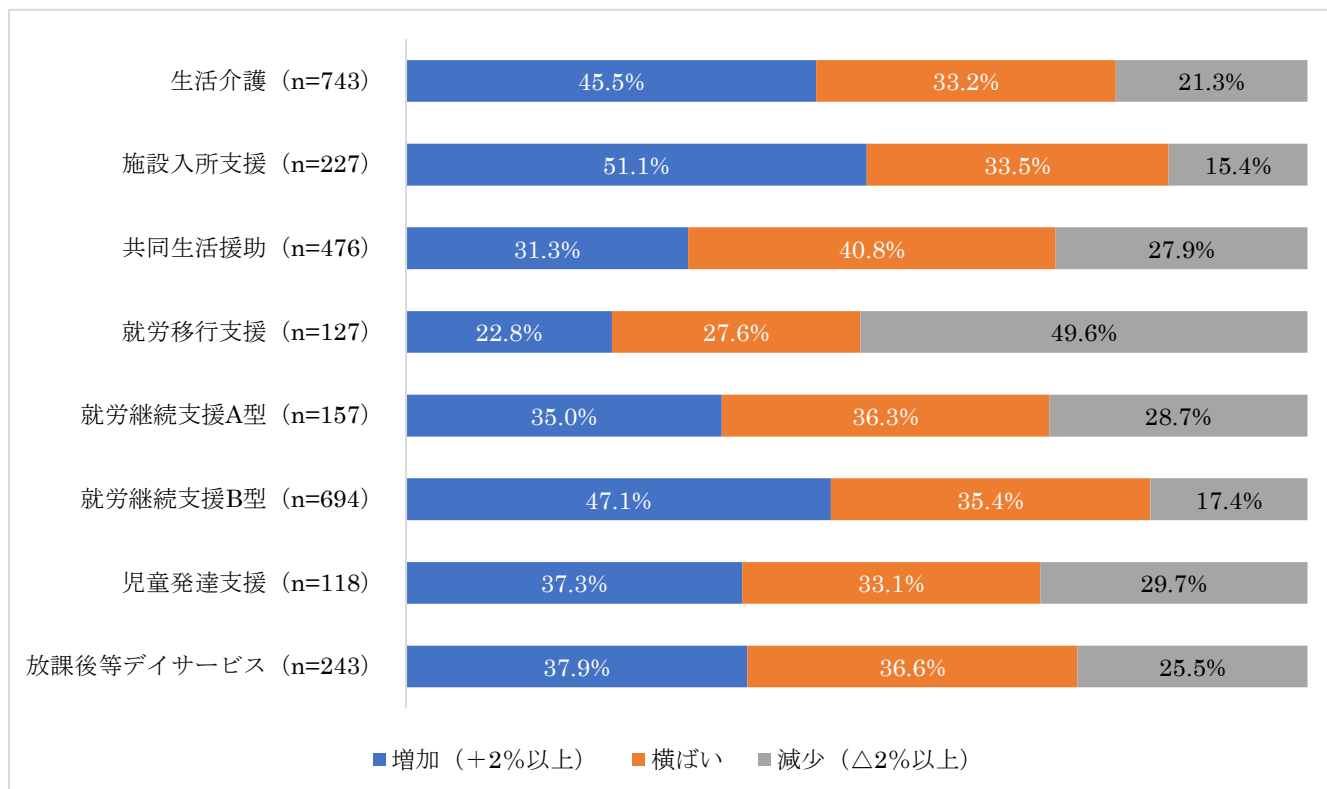
2024 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査

令和 7 年 3 月 28 日
 経営サポートセンター リサーチグループ
 主査 堀之内 重人

メリハリのある報酬設定によって、同じサービスでも改定の影響はさまざま

- 処遇改善の状況
 - ✓ 7 割の法人で福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を算定。とくに社会福祉法人で上位区分の取得が多い
- サービス別の状況
 - ✓ 生活介護は、基本報酬は低下した事業所が多いが、加算の取得によって増収した事業所も
 - ✓ 就労継続支援 A 型は、スコアの評価項目の見直しで評価点が低下した事業所が多いが、一部事業所では上昇
 - ✓ 児童発達支援センターは、改定による増収が多く、児童発達支援（センター以外）・放課後等デイサービスは改定による増収が少ない

▼前年同期比のサービス活動収益の変化



【本リサーチ結果に係る留意点】

- 資料出所はすべて福祉医療機構である。また、数値は平均値である（以下記載がない場合同じ）
- 数値は四捨五入のため、内訳や差引が一致しない場合がある
- 本アンケート調査は、福祉医療機構の融資先のうち、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する 3,359 法人を対象に Web 上で行った。実施期間は 2024 年 12 月 16 日から 2025 年 1 月 17 日まで、回答数は 1,157 法人（うち、社会福祉法人は 55.5%、営利法人（株式会社、有限会社、合同会社）は 21.7%、特定非営利活動法人は 15.7%、財団法人・社団法人は 5.6%、医療法人は 1.5%）、回答率は 34.4%だった

2024年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「今次改定」という。）は、「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」を基本的な考え方として実施された¹。また、障害福祉分野の人材確保のため、介護保険サービスと同様の処遇改善に関する改定も実施されている。

今次改定の改定率は、全体で+1.12%のプラス改定となった。一方で、生活介護におけるサービス提供時間に応じた基本報酬区分の見直しや、就労継続支援A型事業所におけるスコア方式の見直しなど、メリハリのある報酬設定を行うこととされた。

このたび、福祉医療機構では、今次改定の影響を把握するため、融資先のうち障害福祉サー

ビス等を実施する法人に対して、アンケート調査（以下「本アンケート」という。）を実施した。本稿では、その結果をご紹介する。なお、本稿では調査した項目のうち、一部の図表を抜粋して掲載している。本アンケートの調査結果の詳細は、本稿と併せて公表しているアンケート結果²を参照されたい。

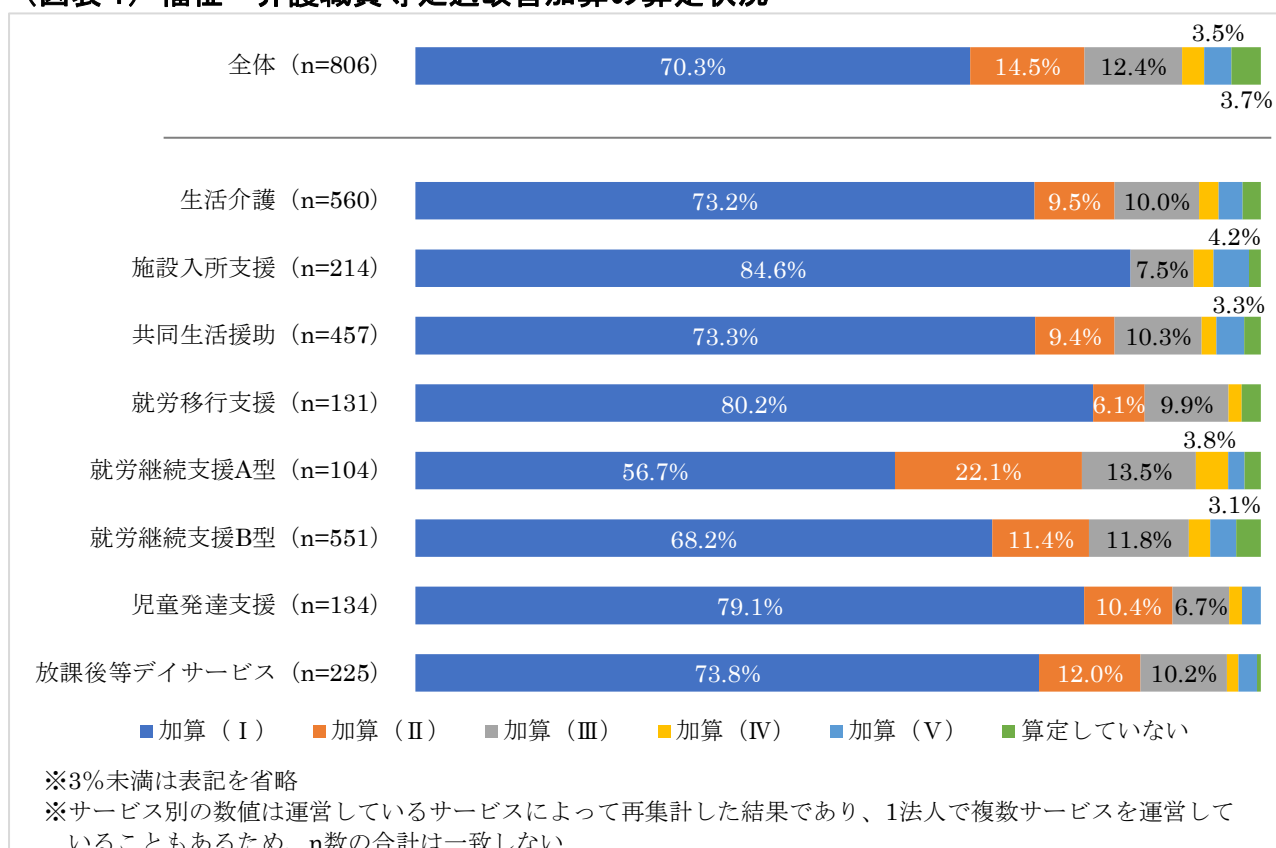
1 処遇改善の状況

1.1 処遇改善加算の算定状況

7割の法人で加算（Ⅰ）を算定。とくに社会福祉法人で上位区分の取得が多い

今次改定では、これまで3つに分かれていた処遇改善加算が、福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化され、加算率が引き上げられた。改定後の算定状況を、法人単位で確認したところ、70.3%が加算（Ⅰ）を算定していた（図表1）。

（図表1）福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況



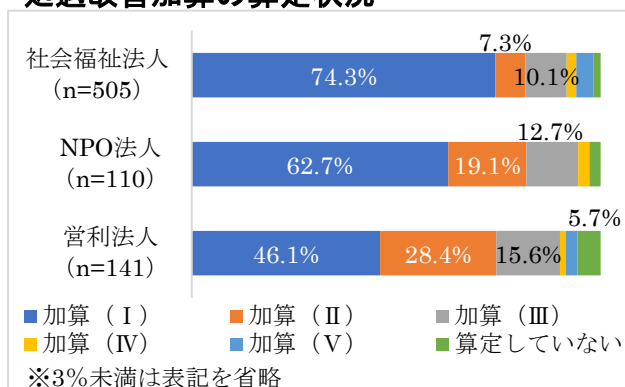
¹ 厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>

² 福祉医療機構「2024年度 障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート結果」 https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/250328_No015.detail.pdf

回答した法人が運営するサービス別に確認すると、施設入所支援では加算（Ⅰ）を算定している割合が84.6%ともっとも高く、就労継続支援A型では56.7%ともっとも低かった。施設入所支援の算定割合が高いのは、加算（Ⅰ）を算定するためのキャリアパス要件V（配置等要件）が不要であることも影響しているだろう。

また、法人格別でも算定状況の集計を行った結果、算定率に差がみられた（図表2）。加算（Ⅰ）の算定率は、社会福祉法人で74.3%、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）では62.7%、営利法人では46.1%と、最大で28.2%もの差が生じていた。一方で、加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定率を合計すると、いずれの法人格でも74.5%から81.8%と差が縮まっており、加算（Ⅱ）まではどの法人格でも一定程度取得できている。加算（Ⅰ）を算定するためには、キャリアパス要件V（配置等要件）として「福祉専門職員配置等加算の届出」を満たす必要がある。社会福祉士等の配置割合や常勤で配置されている従事者の割合などが要件として定められているが、営利法人等ではその点がネックとなり、加算（Ⅰ）を算定できない法人が一定数あることがうかがえる。なお、図表にはないが、NPO法人や営利法人で加算（Ⅱ）を算定している法人のうち6割弱が、今後、加算（Ⅰ）の要件を満たすよう取り組むと回答しており、上位区分の算定率上昇に期待したい。

（図表2）法人格別 福祉・介護職員等 処遇改善加算の算定状況



1.2 ベースアップの状況

国の目標どおりのベースアップを実施する法人が多い

本アンケートにおいて、従事者のベースアップを行う予定か確認したところ、2024年度で80%以上の法人が「実施済み」または「実施する予定」と回答した。2025年度でも60%を超える法人が「実施する予定」と回答していた。

なお、国は今次改定で令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップを行うことを目指している。そこで、ベースアップを「実施済み」または「実施する予定」と回答した施設・事業所に対して、どの程度のベースアップを行うか確認したところ、中央値は、目標と一致した結果となった（図表3）。

また、法人格別の内訳をみると、社会福祉法人のほう若干低い結果となった。これは、社会福祉法人のほうももとの賃金水準が比較的高く、同額を引き上げて比率が低くなるためだろう。実際に、数の多い生活介護で従事者1人当たり人件費を開設主体別に確認したところ、社会福祉法人はNPO法人・営利法人に比べて600千円以上高かった（図表4）。

（図表3）今後のベースアップ予定

	2024年度		2025年度	
	n数	中央値	n数	中央値
全体	672	2.5%	513	2.0%
社会福祉法人	415	2.5%	317	2.0%
NPO法人	97	3.0%	75	3.0%
営利法人	121	3.0%	91	3.0%

（図表4）2023年度 従事者1人当たり人件費³

	社会福祉法人 (n=2,810)	NPO法人 (n=63)	営利法人 (n=126)
生活介護	4,127千円	3,232千円	3,490千円

※会計基準ごと人件費の取扱いが異なるため、その影響を受けている可能性がある点に注意

³ 福祉医療機構の融資先の生活介護事業所から報告があった2023年度決算を法人格ごとに分析した

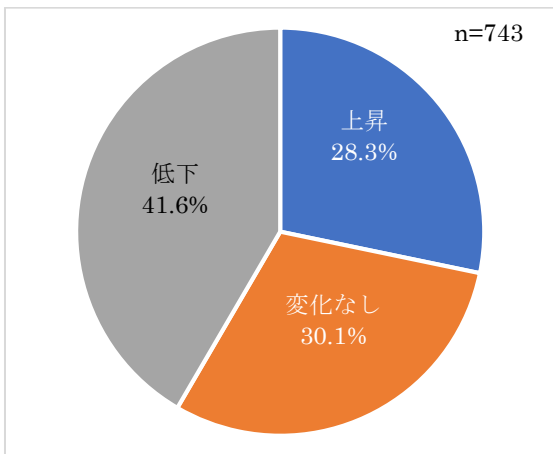
2 サービス別の状況

2.1 生活介護

基本報酬は低下した事業所が多いが、加算の取得によって増収した事業所も

生活介護では、サービス提供時間に応じた区分の導入や利用定員規模による区分の細分化など、基本報酬の体系に見直しがあった。こうした基本報酬区分の見直しによる利用者一人一日あたりサービス活動収益（以下「利用者単価」という。）の変化を確認したところ、41.6%の事業所から利用者単価が低下したと回答を得た（図表 5⁴）。一方で、上昇したと回答した事業所も 28.3%ある。

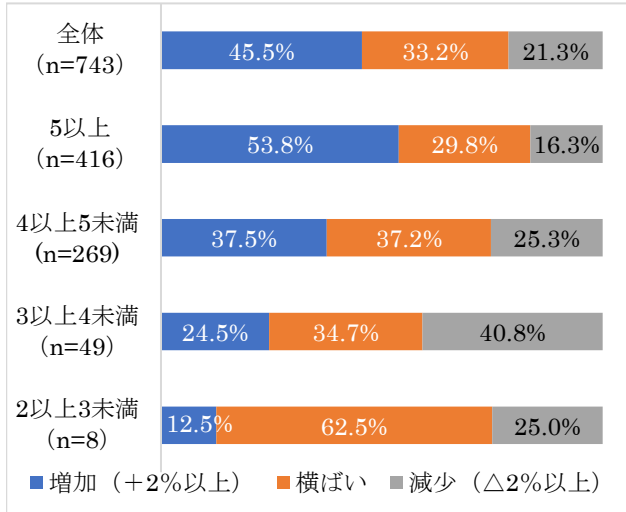
（図表 5）基本報酬区分の見直しによる利用者単価の変化（平均障害支援区分別）



また、今次改定前後の影響を把握するため、前年同期比のサービス活動収益の状況についても確認した（図表 6）。利用者の平均障害支援区分別で顕著に傾向が表れており、支援区分の高い利用者を受け入れている事業所ほど、サービス活動収益が増加した事業所が多いことがよくわかる。

その要因を確認するため、加算の改定による影響を確認したい。今次改定では、強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化として、重

（図表 6）前年同期比サービス活動収益（平均障害支援区分別）⁵



度障害者支援加算が拡充された。改定前の単位は、もっとも高い加算（Ⅱ）で 180 単位だったが、改定後は 360 単位に引き上げられた。算定状況を確認⁶したところ、加算（Ⅱ）を取得している割合が 43.8%でもっとも高かった（図表 7）。また、前年同期比でサービス活動収益が増加した事業所に絞って確認したところ、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれにおいても、算定率はより高くなっていた。

また、人員配置体制加算でも重度障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価するための拡充がされた。改定前の最上位区分である加算（Ⅰ）は、1.7 対 1 の配置等が要件となっており、265 単位⁷であった。改定後は、1.7 対 1 の配置は加算（Ⅱ）に変更され、新たな加算（Ⅰ）では 1.5 対 1 の配置等を要件とするなど厳格化した一方、321 単位に引き上げられた。改定前後の算定状況を確認したところ、加算（Ⅰ）の算定率は改定前後ともに 40%程度であった。もともと旧加算（Ⅰ）を算定していた事業所の多くは、実態として 1.5 対 1 の配置をしていたため、

⁴ 図表 5 と図表 6 は、いずれの設問にも回答があった同一の事業所を集計している

⁵ サンプル数が 1 となる区分は省略している

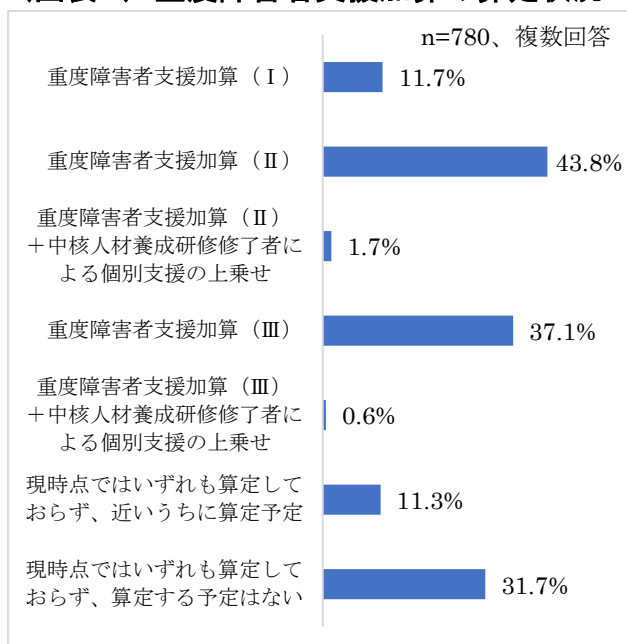
⁶ 当該加算を算定可能な障害者支援施設と併設していない事業所のみを対象としている

⁷ 利用定員 20 人以下の場合。以降、特別の記載がない場合は同じ

スムーズに新加算（Ⅰ）を算定できたのではないだろうか。

以上のように、生活介護では基本報酬の見直しによって、利用者単価が低下した事業所が多かったものの、加算の拡充によって、サービス活動収益そのものは増加した事業所も多いという結果になったようだ。とくに、重度障害者を対象として手厚い支援を行う事業所に、その傾向が顕著に表れているのではないだろうか。

（図表 7）重度障害者支援加算の算定状況



2.2 就労継続支援 A 型

スコアの評価項目の見直しで評価点が低下した事業所が多いが、一部事業所では上昇

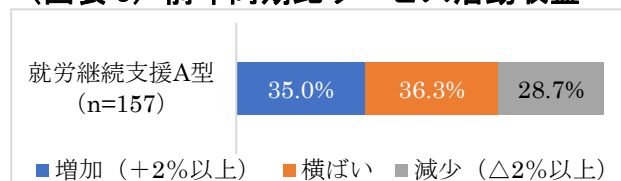
就労継続支援 A 型では、スコア方式の評価項目や点数配分に大きな見直しがあった。とくに、「生産活動」の点数配分が高く、幅も広がった一方で、「多様な働き方」や「支援力向上」の点数配分は、点数の幅が狭い設定に見直された。就労継続支援 A 型では、スコアの評価点によって基本報酬単価が変動するため、これらの見直しは収益の変化に直結する。

前年同期比のサービス活動収益の変化を確認したところ、35.0%が増加と回答している（図表 8）。ただし、図表にはないが、収益が増加した事業所のうち、今次改定の影響によって増収したと回答したのは 24%程度にとどまる⁸。多くの事業所は利用率の変化や商品単価の値上げによる就労支援事業収益の増加など、今次改定以外の要因を挙げていた。一方で、サービス活動収益が減少したと回答した事業所では、約半数が今次改定の影響を要因に挙げていた。

改定前後の評価点について、平均値の推移をみると、改定前の評価点の合計 135.9 点に対し、改定後は 6.9 点減少し 129.0 点となった（図表 9）。変化の大きかった項目では、「生産活動」が 13.5 点増加しているが、「多様な働き方」および「支援力向上」ではそれぞれ 15 点以上減少している。点数の幅の変更が平均値の変化にそのまま表れているようだ。

さらに、合計評価点の分布を確認したい（図表 10）。もっとも目立つのは「105 点～129 点」に位置する事業所数の変化だ。改定前は 53 事業

（図表 8）前年同期比サービス活動収益



（図表 9）評価点の平均値

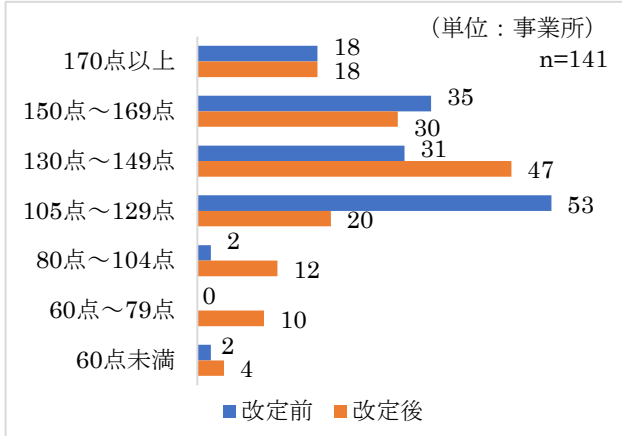
（単位：点）

n=141	改定前	改定後	改定後－改定前
労働時間	47.7	52.2	4.4
生産活動	25.7	39.1	13.5
多様な働き方	28.5	13.4	△15.2
支援力向上	25.7	9.3	△16.5
地域連携活動	8.2	8.5	0.3
経営改善計画	—	△0.4	△0.4
利用者の知識及び能力向上	—	6.9	6.9
合計	135.9	129.0	△6.9

⁸ 前年同期比サービス活動収益が増加したと回答した事業所のうち、増加した要因を、利用者単価の変化と回答し、かつ、利用者単価の変化の要因を、今次改定の影響と回答した事業所の割合

所だったが、改定後は 20 事業所まで減少している。一方、改定後に伸びている区分は、「130 点～149 点」が 16 事業所増加し、もっとも多い区分となった。一方で、「80 点～104 点」と「60 点～79 点」の区分もそれぞれ 10 事業所増加した。とくに改定前に「105 点～129 点」だった事業所が上位または下位に移行している。

(図表 10) 改定前後の合計評価点の分布



そこで、改定前後で上位・下位のいずれかの区分に移行した事業所を抽出し、評価点の平均値を確認した(図表 11)。どちらの区分でも、「多様な働き方」や「支援力向上」の点数は低下し、同程度の点数になっている。しかし、下位に転換した事業所は、改定前のそれらの項目の点数が高く、より低下の影響を強く受けている。また、上位に転換した事業所は改定前から「生産活動」の点数が高く、改定後により高まっている。一方、下位に転換した事業所では、「生産活動」の点数が低下しているが、これは点数配分の幅が広がり、マイナスの点数が追加されたためだろう。

単位数に目を向けると、改定前の「105 点～129 点」の区分は 655 単位であった(参考図表)。改定後に「130 点～149 点」の区分に移行すると 50 単位程度増加するが、「80 点～104 点」の区分になると 120 単位程度減少する。評価点が下がった事業所にとっては厳しい改定となった。

(図表 11) 評価点の平均値(区分が移行した事業所)

(単位：点)

	上位移行 (n=28)		下位移行 (n=39)	
	改定前	改定後	改定前	改定後
労働時間	46.8	51.6	47.1	49.9
生産活動	28.2	51.4	19.7	8.2
多様な働き方	22.1	13.0	29.6	14.0
支援力向上	20.4	10.7	28.2	9.5
地域連携活動	8.2	8.6	8.2	8.5
経営改善計画	—	0.0	—	△1.3
利用者の知識及び能力向上	—	8.2	—	6.7
合計	125.7	143.6	132.8	95.4

(参考図表) 就労継続支援 A 型サービス費 (I) の基本報酬(利用定員 20 人以下)

評価点	170点～169点	150点～149点	130点～129点	105点～104点	80点～80点	60点～59点
改定前	724	692	676	655	527	413
改定後	791	733	701	666	533	419

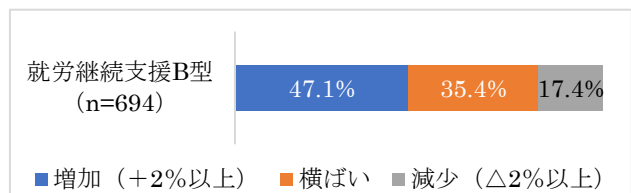
2.3 就労継続支援 B 型

89.1%が新設された人員配置 6 対 1 の報酬区分を算定

就労継続支援 B 型事業所では、多様な利用者への対応を行う事業所が、さらなる手厚い人員配置ができるように、人員配置 6 対 1 の基本報酬区分が新設されるなどの改定があった。

まず、前年同期比のサービス活動収益の変化を確認すると、増加したと回答した事業所が 47.1%を占めた(図表 12)。これは調査対象の 8 サービスのなかで 2 番目に高い結果である。また、増収した事業所の 4 割程度が今次改定の影響によって増収したと回答していた。

(図表 12) 前年同期比サービス活動収益

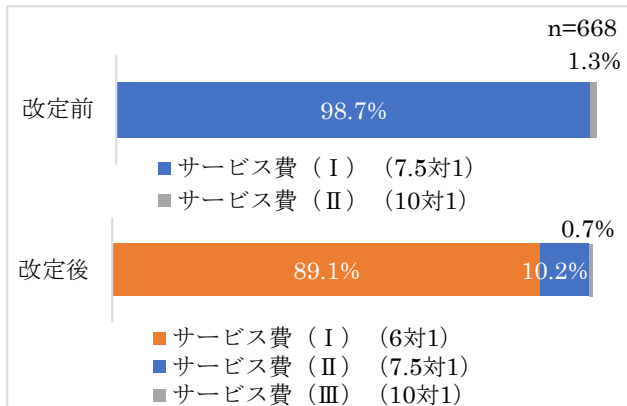


要因を確認するため、改定の前後で基本報酬区分がどのように変化したか、確認したい。改定前と改定後でいずれも平均工賃月額に応じた報酬体系を選択している事業所を抽出したところ、改定後のサービス費（Ⅰ）を算定している事業所の割合は89.1%と大多数を占めていた（図表13）。改定前にサービス費（Ⅰ）を算定していた事業所の多くは、元から6対1に近い配置を行っていたのではないだろうか。

改定前のサービス費（Ⅰ）は702単位であったが、改定後は837単位と引き上げられた⁹。増収した事業所が多かった要因の一つとして、報酬区分の見直しあげられるだろう。

なお、一律に評価する報酬体系でも同様に、7割程度の事業所が新設された6対1の配置を行うサービス費（Ⅳ）を算定していた。

（図表13）基本報酬区分の変化（平均工賃月額に応じた報酬体系）

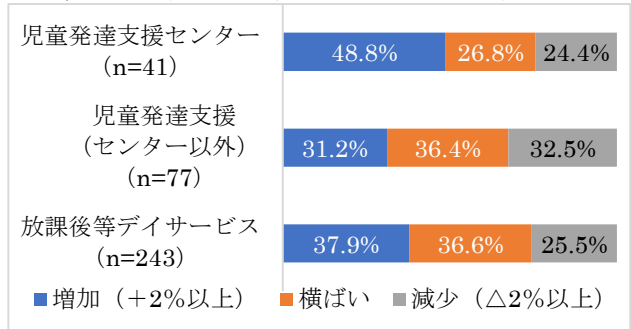


2.4 児童発達支援・放課後等デイサービス 児童発達支援センターは、改定による増収が多く、児童発達支援（センター以外）・放課後等デイサービスは改定による増収が少ない

児童発達支援や放課後等デイサービスは、今次改定により報酬区分が細分化され、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた基本報酬区分が設けられた。図表は掲載していないが、8割程度の事業所が、個別支援計画の見直しなどの調整を行っていた。

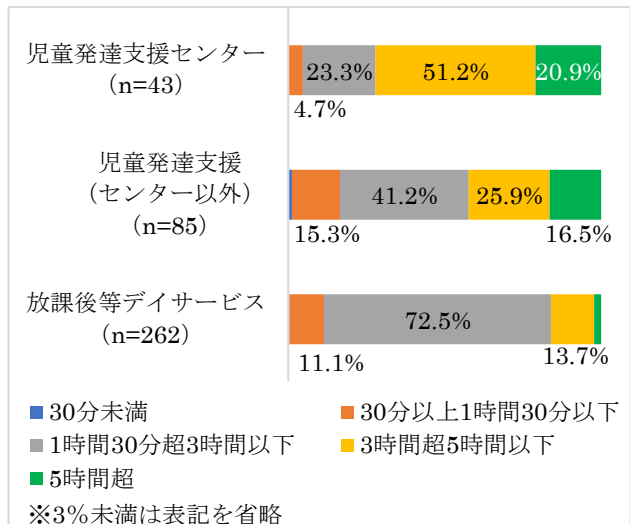
サービス類型別に前年同期比のサービス活動収益の変化を確認したところ、児童発達支援センターでは増加した事業所の割合が約半数を占めた（図表14）。増加した事業所を対象に要因を確認すると、今次改定の影響とする回答が45%と最も多かった。また、児童発達支援（センター以外）と放課後等デイサービスでは、増加・減少のいずれにおいても利用率の変化を理由に挙げる事業所が多かった。

（図表14）前年同期比サービス活動収益



児童発達支援センターのみ、今次改定によって増収した事業所の割合が高くなっている理由は、もともとの支援等の提供時間が一因と考えられる。改定後の支援等の提供時間を確認したところ、児童発達支援センターでは3時間超5時間以下と、比較的長い時間区分で運営している事業所が多い（図表15）。時間区分の導入により、長時間の支援等を提供している事業所は、増収に結びつきやすいことが推測される。

（図表15）改定後の支援等の提供時間



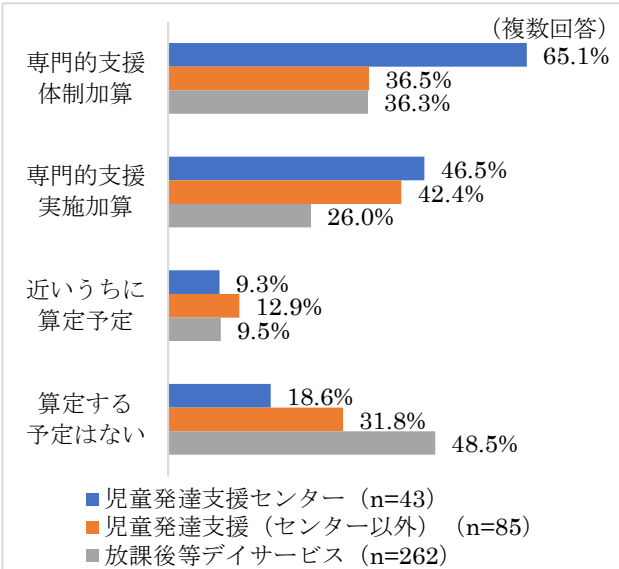
⁹ いずれも利用定員が20人以下、平均工賃月額が4万5千円以上の場合

専門的支援体制加算等の見直しもサービスごとに異なる影響を及ぼしている。改定前の専門的支援加算と特別支援加算が統合され、専門的支援体制加算と専門的支援実施加算が創設された。改定前の両加算は併算定ができず、理学療法士等を配置するなどの要件を満たす場合、125単位¹⁰であった。改定後の専門的支援体制加算は82単位だが、専門的支援実施加算と併算定が可能になった。実施加算は月ごとに限度回数があるものの、1回につき150単位が加算できる。

改定後の両加算の算定状況を確認したところ、児童発達支援センターでは、専門的支援体制加算の算定割合が比較的高かった(図表16)。さらに、算定する予定はないと回答した事業所の割合は、児童発達支援センターがもっとも低い。児童発達支援センターでは、保育士の配置が必須となるため、比較的、これらの加算が取得しやすいものと思われる。

このほかにも児童発達支援センターを対象に中核機能強化加算が新設されたことも、増収した事業所が多い要因と考えられる。

【図表16】専門的支援体制加算等の算定状況

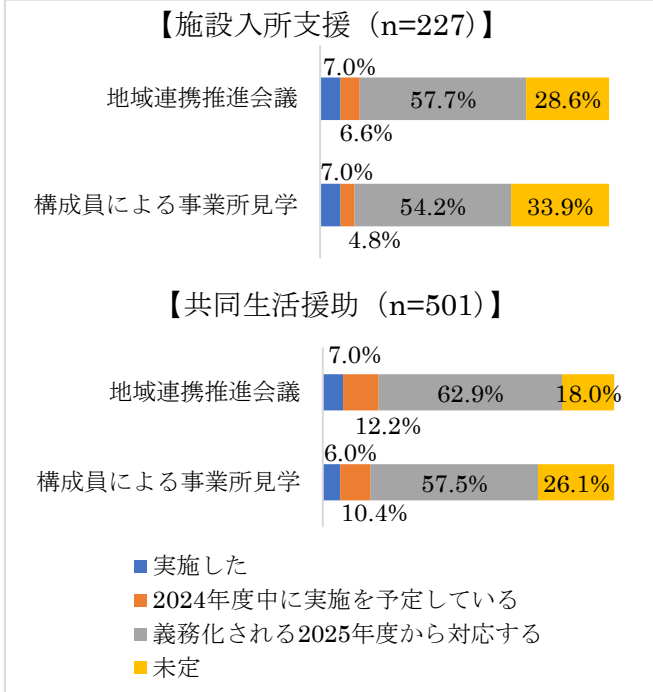


2.5 施設入所支援・共同生活援助

地域連携推進会議等は義務化される年度から対応する施設等が多い

施設入所支援と共同生活援助では、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組みが義務付けられた。具体的には、地域連携推進会議の開催と、会議の構成員による施設・事業所見学だ。それぞれ実施状況を確認したところ、多くの事業所で義務化される2025年度からの対応を予定していた(図表17)。

【図表17】地域連携推進会議等の実施状況



また、医療機関と新興感染症の発生時等の対応を取り決めることも、運営基準に努力義務として新設された。その取決めの状況を確認したところ、施設入所支援、共同生活援助ともに、4割強の施設・事業所が取決めを行っている、または調整中と回答した(図表18)。

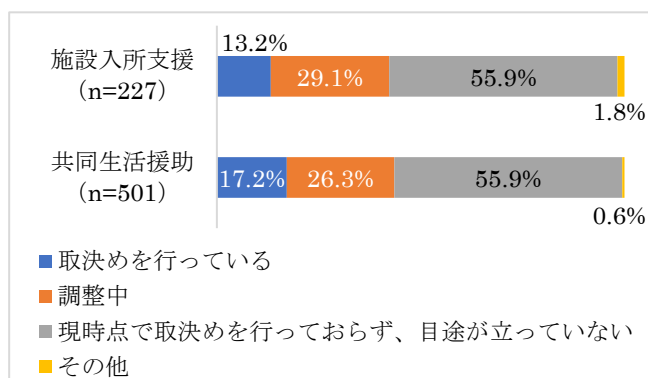
2024年度には診療報酬も同時に改定されたところだが、医療機関側も障害者支援施設等や介護保険施設と協力が可能な体制をとることが要件に追加された加算もある。医療機関にとっ

¹⁰ 専門的支援加算(障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合であって、利用定員が11人以上20人以下の場合)(改定後の専門的支援体制加算においても同じ)

でもメリットのある連携となるため、積極的に連携体制の構築をご検討いただきたい。

なお、調査結果の詳細版には、施設入所支援で 2026 年度から義務化される地域移行を推進するための取組みの対応状況や地域移行に関する意見等を掲載しているのので、併せてご覧いただきたい。

（図表 18）医療機関との感染症発生時等の対応の取り決めの状況



おわりに

今次改定は、「経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこと」とされた¹¹。例えば、生活介護では報酬区分が見直され、基本報酬が低下傾向にあった一方で、重度障害者支援加算等によって、増収した事業所もあった。同じサービスでも、事業所の特性によって影響はさまざまだったことがわかるアンケート結果だった。

わが国の社会保障費の動向を踏まえると、すべての事業所で増収が見込める改定は考えづらく、今後もメリハリのある改定が続く可能性が高い。利用者に必要なサービスを提供することが第一ではあるが、利用者属性に応じた報酬改定の動向も踏まえて取組みを検討いただくと、より安定してサービスを継続することができるのではないだろうか。

最後になるが、お忙しいところ、本アンケートにご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。本稿が皆様の事業運営にあたり、少しでもお役に立てば幸いです。

【免責事項】

- ※ 本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
- ※ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
- ※ 本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機関の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ TEL : 03-3438-9932

¹¹ 厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>